

お知らせ

社会保険の定時決定について

7 月に行われた社会保険の標準報酬月額の時決定により、9 月分以降の保険料については新しい標準報酬月額が適用されます。また、厚生年金保険の保険料率は現在事業主・個人負担分併せて 18.3%に据え置かれていますので、従来通り標準報酬月額に変更があった方のみ、10 月（当月控除事業所は 9 月）に支払われる賃金から控除される社会保険料額が変更となりますので、ご確認お願い致します。

本年 9 月より厚生年金保険の新しい等級が設定されます

令和 2 年 9 月 1 日より、厚生年金保険の最高等級が 32 等級へ引き上げられます。32 等級へ引き上げられたことに伴い、31 等級の報酬額の範囲が、605,000 円以上 635,000 円未満（標準報酬月額は 620,000 円）と決まりました。

加えて、32 等級（最高等級）に該当する方は、報酬額 635,000 円以上（標準報酬月額は 650,000 円）となります。

今回の改定に該当する方は、報酬額の範囲と厚生年金保険料の金額にご注意下さい。

月額等級	標準報酬月額	報酬額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			金額	被保険者負担分（折半額）
			18.30%	9.15%
31等級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円
		635,000円未満		
32等級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

* 厚生年金保険の最高等級に該当する被保険者の方がいる事業所に対して、令和 2 年 9 月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が送付されますので、ご確認ください。また、この標準報酬月額の改定に際して、事業所からの届出は不要となります。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyukai.com) までご連絡ください。